

令和 6 年度経済産業省調達改善計画の上半期自己評価（概要）

（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日）

令和 6 年 11 月

経 済 産 業 省

1. 競争性の確保

（1）一者応札の改善

- 平成 24 年 9 月、「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。
- 入札前の自己チェックや総務課長等による事後チェック等の継続により、令和 5 年度に一者応札であった事業であって令和 6 年度にも実施した 179 事業のうち 70 事業が複数者応札となった（そのうち、令和 5 年度に高落札率であった 91 事業のうち、32 事業が複数者応札となった）。引き続き、企画競争における一者応募もチェックプロセスの対象とし、競争性を確保した調達とするよう努めた。
- 上記のような改善が見られるが、令和 6 年度上半期の一者応札割合は 32.1%となっており、引き続き改善策を徹底する必要がある。

<目標：平成 23 年度（41.8%）比 10%削減 等>

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
一者応 札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy 上半期
一者応 札比率	28.6%	36.1%	27.4%	31.2%	32.4%	30.8%	32.1%

【今後の取組】

- 「改善策」も含めた以下の取組を引き続き実施する。
 - （1）入札前、開札後の一者応札回避のためのチェックプロセスの徹底。
 - （2）類似案件の調達を実施する際の参考となるよう、仕様書の内容や落札者情報の省内共有。
 - （3）公認会計士、弁護士等の有識者から構成される「調達等の在り方に関する検討会」の提言を踏まえた調達情報の公開や事業者への情報提供を実施。

（2）適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまう事例を防ぐため、入札可能性調査を積極的に

導入し、令和 6 年度上半期は 85 事業で実施した。

- 随意契約による調達価格の適正化に向け、平成 27 年度から、競争性のない随意契約及び入札可能性調査を経て締結された随意契約について「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

＜入札可能性調査による契約件数の推移＞

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy
件数	42	47	60	64	65	57	71
年度	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy 上半期			
件数	85	69	73	85			

【今後の取組】

- 同一者による一者応札が長期間続いている事業について、事業の分割や入札可能性調査の実施を検討する。
- 随意契約による調達価格の算定に際してその適正を確保するため、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用する。

2. 庁費類の調達

（1）共同調達 ＜目標：品目拡大等＞

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。
- 事務用消耗品の単価平均は令和 6 年度上半期に 222 円と、共同調達前の平成 20 年度から約 27.7%減少（定価変動を考慮した上で比較）。

【今後の取組】

- 引き続き、本省・外局において使用する備品等の共同調達を実施するとともに、ペーパーレス化を進めながら、事務の省力化やコスト削減を図る。

（2）インターネット調達 ＜実施部局の拡大＞

- 平成 25 年 2 月から、簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を本省において開始。平成 29 年度から取組を外局及び地方局に拡大。

- 令和 6 年度上半期はインターネット調達を 86 件実施。品目によってはポイントにより購入することにより、さらに調達コストを低減することができた。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
件数	5	13	33	40	100	133	310	328	188	284
年度	R5fy	R6fy 上半期								
件数	271	86								

【今後の取組】

- クレジットカードのポイントを活用した購入を拡大するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減を図る。

（３）オープンカウンター方式 <目標：競争性、公平性の確保>

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。
- 令和 6 年度上半期はオープンカウンター方式による調達を経産省全体で 282 件実施。なお、本省においては平均の仕様書受領者数が 1 案件当たり 19 者（令和 5 年度：15 者）、平均の見積書提出者数が 1 案件当たり 5 者（令和 5 年度：5 者）と、予算決算及び会計令において見積書の最少徴取者数とされている 2 者を大きく上回った。

【今後の取組】

- 引き続き、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 <目標：競争性及びサービスの質確保 等>

- 一定規模^(※)以上の情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。

（※）政府調達に関するルールに基づき 80 万 SDR。

- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、これまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。令和 6 年度上半期は一定規模以上の情報システム調達 28 件について省内外専門家の助言を活用。その他、省外の専門家の助言や蓄積された調達情報を参考とすること等により、競争性の高

い要求仕様とするよう努めた。

- 特に高度な技術力が求められる案件について、技術力を適切に評価した調達が行えるよう、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を3件実施。

【今後の取組】

- 省内外の専門家や他省庁のシステム担当者等との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することにより、引き続き、適切かつ競争性のある調達を行うための取組を進める。

4. その他の取組

- 調達事業の執行の透明性、公正性の向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」においてとりまとめられた報告書（令和3年1月）を踏まえて策定したルールの内容に沿った調達プロセスを実施している。
- 確定検査や予算・会計制度について、その適切な執行の中心的担い手となる会計業務担当職員、予算執行職員、新任管理職、各局筆頭補佐等に対する研修を実施した。
- 予算執行上の注意事項や有用な情報を事務連絡等やチャットツール等により適時配信。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期	定量的					定性的						
○		一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続等)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」について引き続き徹底する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む	A+	H24	・24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策」を新たに策定し、同年10月から実施を開始。【対象は全部局】 ・令和6年度も引き続き、以下のチェックプロセス等を実施。【全部局令和6年度上半期入札等案件230件が対象】 ①入札前の自己チェック 一令和5年度に一者応札で令和6年度に実施した179件を対象に、入札公告前にセルフチェックリストによる改善策の実施状況等を課長が確認 ②開札後・契約前の妥当性等チェック 一開札の結果、一者応札かつ高落札率となった103件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部署の総務課長等が確認 ・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れないものについては、形式的な競争入札を行うことを不要とする仕組み(公募(入札可能性調査))への移行を促した。	A	・入札案件(不落・不調随意契約を除く)766件のうち、一者応札は246件。一者応札比率は32.1%。【平成23年度比9.7%改善】	—	R6年9月	・前年度一者応札であった事業については、本取組により着実に改善が見られている。 ・平成23年度比で改善しており、一者応札比率が目標値比(31.8)+0.3%となっている。	引き続き、本取組を実施。		
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随意等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施する取組について、引き続き実施。	一者応札改善のためには事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する必要があるため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。	継続的に取り組む	A+	H25	・26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課通達に基づき、公募(入札可能性調査)を実施し、特定のものだけが当該事業を実施し得ることが確認された85件についてその者と随意契約を締結した。 ・また、職員研修等において、本制度の概要・手続等を再周知した。	B	—	・本来競争に適さないと考えられる事業について、形式的な競争入札が不要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。	R6年9月	・適切な調達価格の形成にあたっては、前述の価格交渉に係る取組を踏まえた検討が必要。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実際の取組事例を検証し、改善点を検討する必要がある。	引き続き、本取組を実施。		
○		調達に関する公平性・透明性確保のための取組	○大規模事業(予算額10億円以上の事業)の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うこと。	大規模事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	大規模事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む	A+	R2	一一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。 事業費10億円以上又は事務局経費1億円以上 令和6年度に契約締結・交付決定を行った対象事業につき、本省・エネ庁・中企庁の一覧ページにおいて、以下の対応を実施した。 ①3件の事業について、公告・公募前に事業概要の公表や資料提供依頼・意見募集等を実施した。 ②10件の事業について、該当項目に関する審査結果を広く対外公表した。 ③10件の事業について、事業開始時、終了時等に事業における履行体制を広く対外公表した。	B	—	・各事業について、対外的に広く情報共有することで、公平性・透明性を確保した事業執行を実施することが出来た。	R6年9月	—	引き続き、本取組を実施。		
○		情報システム調達の改善	○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方式、落札方式等を検討する。 ○情報システムを調達する際、共通して記載すべき事項をまとめたフォーマットを活用し、事業者に対して、必要事項を漏れなく正しく伝える仕様書を作成する。 ○予定価格が80万SDR超となる情報システムの調達案件は、総合評価落札方式が原則であり、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得て、「価格点:技術点」の比率を決定し、適切に調達を進める。 ○予定価格が80万SDR以下となる情報システムの調達案件は、最低価格落札方式が原則ではあるが、当該案件について高度な技術力が求められる場合、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得ることで、総合評価落札方式の適用が可能となり、さらには「価格点:技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術力をより重視した評価を実施する。 ○必要に応じて、外部専門家を含む技術審査を実施するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。 ○総合評価落札方式による情報システムに係る調達において、要件を満たすスタートアップの調達機会の拡大に資する取組(評価項目の追加)を実施する。	庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む	A	H24	・情報システム調達について、事業内容に応じた適切な契約方法を検討した。 ・情報システムを調達する際、共通して記載すべき事項をまとめたフォーマットを活用した。 ・高度な技術力が求められる情報システムの調達については、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得て、事業者の技術力を重視した評価を行った。 ・予定価格が80万SDR超となる情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員会を含む技術審査委員会の活用を行った。 ・総合評価落札方式による情報システムに係る調達において、要件を満たすスタートアップの調達機会の拡大に資する取組として、関連する評価項目を追加した。	A	・省内外の専門家の活用(33件中、28件) ・民間の調達支援業者の活用(33件中、7件) ・外部委員会を含む技術審査委員会の活用(33件中、3件) ・3件の情報システムの調達において、総合評価落札方式における「価格点:技術点」の比率を「1:3」とした評価を実施し、契約を行った。	・効率的・効果的なシステム開発を行うため、事業内容に応じた適切な契約方式の検討を行った。 ・技術力を重視した評価を行ったことで、システムの安定的稼働に繋がる調達を実現できた。 ・省内外の専門家の助言や、外部委員会を含む技術審査委員会及び民間の調達支援業者を活用し、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させることや、要求仕様が過剰でないか、競争性の高い仕様となっているか、技術・スケジュール面において無理のない仕様となっていないか等の調達内容の精査を行い、適正な仕様での調達を実施した。	R6年9月	—	引き続き、本取組を実施。		
○		出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i) 旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内) ii) 代理店の利用及び出張バック商品の活用 ○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張バック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・バック利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。	金額的な重要性(29億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。	B	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む	B	H24	・支払期間の短縮を促すため、令和6年度上半期における部局毎(本省及び外局)の平均支払期間を旅費担当者に連絡し、注意喚起を実施。また、支払が滞っている部局に対しては支払遅延リストを送付し、個別に督促を実施した。さらに、審査の迅速化に繋がる補助資料を配布しつつポイントにも掲載した。 ・改正した「旅費に関する事務の取扱いに関する事務連絡(平成24年3月)」のポイントを掲載し、支払いまでの所要期間短縮を図り、旅行代理店の利用方法なども掲載する事で代理店利用を促している。また、部局別の代理店利用率を省内に周知する取り組みを実施した。	A	○令和6年度上半期における出張から支払までの所要期間(本省及び外局)は平均24.8日(参考) 24年度平均:48.8日 25年度平均:49.5日 26年度平均:53.4日 27年度平均:41.7日 28年度平均:35.8日 29年度平均:38.5日 30年度平均:31.1日 令和元年度平均:27.1日 2年度平均:22.5日 3年度平均:26.7日 4年度平均:40.3日 5年度平均:31.8日 ○令和6年度上半期の旅行代理店の利用率は40.1%(参考) 24年度:55.4% 25年度:53.6% 26年度:53.2% 27年度:52.3% 28年度:46.0% 29年度:52.1% 30年度:46.8% 令和元年度:59.5% 2年度:44.0% 3年度:43.9% 4年度:44.3% 5年度:42.9% ※バック商品の設定が無い日帰り出張及び長期出張を除く。	・支払期間の短縮を促すため、部局別に平均支払期間を算出し省内周知する「見える化」を図るとともに、特に遅延が目立つ部局には個別に督促するといった工夫を実施。	R6年9月	—	引き続き、民間へのアウトソーシングを活用しつつ、支払までの所要期間の短縮については、各部署に注意喚起等を実施する。		
○		ベンチャー企業を始めとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業を始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札においてベンチャー企業を含む資格等級D企業の入札への参加を可能とする。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャー支援・支援強化がうたわれており、経産省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	B	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む	B	H31	・平成30年10月に、J-Startupに認定されている企業については、より上位の競争参加資格の入札案件にも参加できるように全省庁共通の規程の改正を行った。 ・平成30年10月より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dにしており、ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会の拡大を図っている。	A	一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dとしたことで、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	R6年9月	—	引き続き、本取組を実施。			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公告・公募前のチェックや採択後のチェックなどを通して、一者応札の防止に努めるとともに、事後的に契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部関係者に審査いただく。		A	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	A	H29	・令和6年度上半期230件(①入札前の自己チェック:127件+②開札後・契約前の妥当性等チェック:51件+③入札前及び開札後のチェック:52件)について、セルフチェックリストへの記載を実施。	A	入札前の自己チェックや総務課長等による事後チェック等の継続により、令和5年度に一者応札であった事業であって令和6年度にも実施した179事業のうち70事業が複数者応札となった(そのうち、令和5年度に高落札率であった91事業のうち、32事業が複数者応札となった)。	R6年9月	—	引き続き、本取組を実施。			
○		調達事務のデジタル化の推進	○書面での契約書及び電子調達システム(GEPS)を利用しない入札書以外の調達事務に係る書類等は、押印を廃止し、電子メール等を用いた処理を行う。 ○入札説明会は、可能な限りオンラインで開催するとともに、開催を省略する場合は電子メールによる質疑応答の機会を設けるようにする。 ○事業者に対してGEPSの利用促進を行う。その上で、紙入札・紙契約を希望する事業者については、ヒアリングなどを行い、GEPSの利用促進に向けた課題等を把握する。		A+	R4	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札及び電子契約を可能とする。(電子調達システムの利用を周知徹底し、「オンライン利用率引き上げの基本計画(令和3年12月16日改定)」において掲げられている目標値(令和6年度末までに電子入札率80%、電子契約率50%)を踏まえ、経済産業省における電子調達システムの電子入札率については、引き続き80%以上となるよう努め、電子契約率については、40%となるよう努める。)	R6年3月まで	A+	R4	入札公告や調達仕様書等の資料掲載については、原則調達ポータルに掲載することで事業者の事務負担軽減に努めた。 事業者には、予め電子入札・電子契約のメリットを周知する等、普及に努めた。対応不可の業者には理由をヒアリングし、原因の解明を行った。 押印を廃止し見積書、請書等を電子メールで徴取するようにしたほか、入札説明会をオンラインで開催した。	A	本省において、電子入札率は昨年同期88.5%(363件/410件)から94.1%(399件/424件)に、電子契約率は昨年同期43.4%(178件/410件)から61.1%(264件/432件)に向上した。地方支分部局においては、電子入札率は、昨年同期81.9%(199件/243件)から82.5%(226件/274件)に、電子契約率は昨年同期0.41%(1件/243件)から16.7%(38件/228件)に向上した。 なお、本件数/利用率はシステムによってデジタル庁が抽出したものである。	R6年9月	—	調達ポータルを利用した調達情報の掲載や、原則電子入札を用いたことによって、例年と比較し、幅広い地域からの事業者により資料入手や入札参加が見られたため、競争性、公正性、透明性の向上に寄与したと思考している。			

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引き上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札率＝電子応札案件数÷入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数+「電子」で実施した案件数)
電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組
※2 進捗度
A:(定量的な目標)目標達成率90%以上
B:(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
C:(定量的な目標)目標達成率50%以上
D:(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
E:(定量的な目標)目標達成率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにどった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
		定量的	定性的	
随意契約(少額・不落・不調随意契約を除く)を行うとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続	随意契約件数(少額・不落・不調案件除く)679件		本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全部局」という。))が令和6年度に締結したすべての随意契約(少額・不落・不調案件除く。))について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。 すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。
一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続	－		外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客観性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって合规性の確保等が図られる。
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。本省では平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和6年度も継続して実施する。	継続	今年度は、令和6年2月、8月にその時点の情報にアップデートして掲載した。		令和6年度の年間発注予定表を本省HP掲載。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、事業の質の向上も期待できる。
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続	－		省内イントラネットに情報を掲載。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与。
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続	－		余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に執行する事業については大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもった事業の執行を行う意識が生じている。
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続	・令和6年度上半期でインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は1件、外局は10件、地方支分局は75件、合計86件実施。		・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを選定できる可能性がある。 ・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、公用車向けガソリン、トイレトペーパー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 (※)経済産業省が幹事省庁
本省(外局含む。))において、令和6年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性及費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	①事務用消耗品【当省、外務省、財務省、農水省】	契約単価(平均) 222円 ▲27.7% 【共同調達実施前の20fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。
		②災害用備蓄用品【当省、外務省、財務省、農水省】	アルファ化米 契約単価 ▲20% 等 【共同調達実施前の22fyと定価変動を考慮した上で比較】	・事務の省力化等が図られた。
地方支分部局においては、これまで共同調達に取り組んできている。引き続き、調達規模の適正性及費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	・令和6年度も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和6年度上半期:47品目 【地方局における共同調達相手方官署の総数(延べ)】 令和6年度上半期:145官署		－
本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和6年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシー等)	継続	令和6年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用ペットボトル等)について共同調達を実施。		
		①コピー用紙【本省・外局】	A4: +663円/箱 等 【共同調達実施前の19fyとの比較】	・事務の省力化等とは図られているが、古紙高騰のため価格は上昇した。
		②会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】	ミネラルウォーター: +17円/本 等 【共同調達実施前の20fyと比較】	・事務の省力化等とは図られているが、物価高騰のため価格は上昇した。
		③一部書籍【本省・外局】	政官要覧の削減額: ▲552円/冊等 【定価との比較】	・事務の省力化等が図られた。
少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、自由に見積書を受け付ける調達(オープンカウンター方式)を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続	・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を令和6年度上半期282件(本省27件、外局131件、地方支分部局等124件)実施。		・実施機関は、本省、エネ庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて実施している。なお、本省においては、平均の仕様書受領者数は約19者/件(令和5年度:15者/件)、平均の見積書提出者数は約5者/件(令和5年度:5者/件)となっており、予決令下で最低限求められている見積書の徴取者数(2者以上)を大きく上回って、競争性、公平性の確保が図られている。
経済産業省における委託契約には、大きく分けて、契約締結時に契約金額を確定するもの(以下「確定契約」という。))と、契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額(上限額)として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの(「精算条項付確定契約」と定義されることが多いが、以下、便宜上「概算契約」という。))の2つの契約形態がある。 契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照とすることで、本来確定契約で締結すべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続	令和6年度の確定契約件数は10(本省分)件。		今後過年度の契約を含め仕様書をデータベースに保存する予定。
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査等)を引き続き実施する。	継続	－		・省内イントラネットに各種規定・マニュアル等を滞滞なくアップした。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのため、7月に委託費・補助金執行研修を省内予算執行職員向けに実施した。また、確定検査研修については、確定検査の増える時期を前に今後、調整し実施することで、職員の理解度も深めていく予定。
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続	・令和6年度上半期のコピー使用枚数は▲89.8%(平成23年度比)となっている。		・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【令和6年11月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○情報システム調達の改善について 情報システム調達における事業内容に応じた契約方法の検討等の取組内容につきまして、ご意見をお聞かせ願います。 ○調達事務のデジタル化の推進について 調達事務のデジタル化を図るための各種取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。	○一者応札は各年度ごと、一者応札であった事業の改善を図り複数応札に向けて結果を出しているが、全体としては、近年一者応札割合は下げ止まっており、新規契約事項も含め、調達等の在り方に関する検討会の提言も参考に、改善策に引き続き取り組んでほしい。また、一者応札が続く場合、内容ごと、事業分割、入札可能性調査の実施も検討してほしい。 ○情報システム関係調達に関しては、調達サイドの知見を含め、発注能力を高める努力を継続して行ってください。この際、デジタル庁との連携を一層進めることが期待されます。 ○その他共同調達等の取り組みは順調に行われており、今後も継続してほしい。	○一者応札については、有識者検討会の提言を参考に改善策を検討していくと共に、一者応札が続く場合においては、ご指摘の観点からも改善策を検討していく。 ○情報システム関係調達については、デジタル庁とも連携しつつ、より適切な調達となるように改善策を検討していく。